

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の遵守について

平成31年4月1日に施行された同条例についての、啓蒙・啓発活動には敬意を表します。さて、これまで「自転車は便利な乗り物である反面、交通ルールを無視したり、整備不良車が平然と公道を走ることは重大な事故につながると」我々は指摘し、昨年、実行性のある対策を具体的に示していただきたい旨、また、他の自治体の事例や要望をしまいにりましたが、2市1町からの回答から見ると基本的には『県の条例』を周知・啓発することであり、市町民の安心・安全性に疑問を持つ回答である。

県条例を周知させ実行性のある対策を講じるのは行政の重要な役割だと思っています。

つきましては、下記の条例項目にかかる実行性のある対応をどのようにされているのか示されたい。

また、前回の回答にて、「今後検討」との回答をいただいています。どのように検討し、現状を示されたい。

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(点検整備)

第14条 自転車利用者及び事業活動において自転車を利用する事業者は、その利用する自転車について、**必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。**

上記から、自転車利用者は必要な点検及び整備をしないといけないと理解する。

Q1 必要な点検及び点検とはどのようなものなのか?そのチェック方法はどの様にされているのか?

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第16条 自転車利用者は、その利用に係る**自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。**ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する**未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。**ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

上記から、自転車の利用については、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければいけないと理解する。

Q2 自転車損害賠償責任保険に参加しているか否かのチェックはどの様にされているのか?

Q3 加入されていない場合の対応はどの様にされているのか?

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第17条 自転車小売等業者は、自転車を小売し、整備し、又は修理するときは、客に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているかどうかを確認しなければならない。この場合において、客が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、自転車

小売等業者は、当該客に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行わなければならない。

2 前項後段に規定する場合において、自転車小売等業者は、当該客に対し、**自転車損害賠償責任保険等への加入を勧めるよう努めなければならない。**

Q4 自転車小売当業者に対して、自転車賠償責任保険への加入状況の把握を行っているのか？また、加入していない、加入しない購買者に対しての対応について、どのようにされているのか？

3 県は、県が設置する**学校等において、自転車を利用して通学する者に対し、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているかどうかを確認するよう努めるものとする。**この場合において、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、県は、その者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入について、必要な情報の提供を行い、及び指導するよう努めるものとする。

Q5 上記は県の設置する学校に通学する者についての取り組みと理解します。2市1町に設置する学校等について自転車損害賠償責任保険の加入の確認状況の把握は必要ないのでしょうか？

Q6 確認をされていれば、加入状況を示していただきたい。

運輸労連の考え方(2020 提言)

自転車関連

省エネ促進の観点から、自転車利用促進に向けた整備について①駐輪場の拡充、②道路の路面整備等にさらなる強化を求める。また、寒川町においては、藤沢市・茅ヶ崎市同様に、道路整備計画を立て、予算面からも町民の生活環境整備を図るべき。

自転車は便利な乗り物である反面、ルールを無視すると取り返しがつかない重大事故につながる可能性が高い大変危険な乗り物であることの広報・教宣を行うこと。

東京都台東区や近隣の大和市では、自転車の交通ルールとマナーを学ぶために『自転車安全利用講習会』を実施し、参加者への特典として、「自転車安全運転認定証」と「助成申込書」を交付し、TSマークの取得や幼児・児童用ヘルメットの購入を助成しています。

行政が自転車の機械的な安全性をセットに助成を行っているということは、自転車にも最低限ブレーキの点検は欠かせない。こういった先進的な取り組みを参考に研究し、市民の安全のために助成制度を構築されたい。

加えて、無保険車の撲滅のため、具体的な策を講じること。

例) 駐輪場の契約時に保険加入を提示すること。また、自転車通学可能な中高校や通勤可能な企業においても、その自転車損害賠償責任保険を確認すること

受動喫煙対策関連

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より全面施行されます。本法律により、事業者の皆様だけではなく国民の皆様におかれても、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わりましたが、実効性のある施策が見えてきません。受動喫煙防止対策について、本市・町の取り組みの取り組みについてお示しいたきたい。

藤沢市

藤沢市では、『藤沢市きれいで住みよい環境作り条例』の中で受動喫煙対策に取り組み、また、ガイドラインにて詳細な『目的・方向・目指す姿』を示しています。

ガイドラインには、健康増進法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例を踏まえた上で、未成年者や妊婦・有病者などの利用が想定される学校や医療機関などの施設における敷地内禁煙、及び**子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する駅周辺や公園、道路など公共的な場所(屋外)**における禁煙等を受動喫煙のないまちづくりのめざす姿とし、受動喫煙防止対策を推進します。

1Q 公共的な場とは、公園はもちろん、道路等を指しているものと理解します。ということは私有地以外においては公共的な場として捉えて良いのか？

藤沢市きれいで住みよい環境作り条例についての対応

(目的) 第1条

この条例は、きれいで住みよい環境づくりを進めるために、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、地域の環境美化の促進及び空き缶の投棄、**路上喫煙等の防止に関し必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保**することを目的とする。

(定義)

(4) 公共の場所 公園、広場、道路、海岸その他の公共の用に供する場所をいう。

(5) 喫煙 たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。

Q2 神奈川県受動喫煙防止条例では、加熱式タバコも条例に適用するとしていますが、藤沢市の本条例では、加熱式については禁止となっていないことから、加熱式のタバコの喫煙防止はどこで触れているのか？

(喫煙者の責務) 第7条

何人も、公共の場所において、歩行するとき又は自転車等で走行するときは、喫煙しないように努めなければならない。

2 **公共の場所において喫煙しようとする者は、携帯用灰皿を携帯し、又は灰皿が設置されている場所で喫煙するとともに、他人に迷惑をかけないように努めなければならない。**

Q3 本条、目的(4)において『公共の場』が示されているが、上項で『喫煙しようとする者は灰皿を持っていれば』と本文にある、灰皿を携帯することで、どこでも喫煙が可能と理解できるが、詳細説明をされたい。

(路上喫煙禁止区域) 第 8 条

市長は、特に必要であると認められる区域を、路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示し、当該区域内に禁止区域である旨を掲示しなければならない。

3 何人も、禁止区域において、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙をしてはならない。

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町

Q4 市民の健康を考慮すれば、『路上喫煙禁止区域』の拡大を進めるべきではないのか？

千葉県習志野市の条例では、重点区の指定について、(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項の保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項の幼保連携型認定こども園並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校その他これらに準ずる施設であって児童、生徒等が主として利用するものとして規則で定めるものの**周辺の路上等**と定めています。

受動喫煙対策については、何に一番重点を置くのか？幼児をはじめ未成年者、妊婦・疾患を持っている方に重点を置いた施策であるべきではないか？きめ細かな行政指導により、愛煙家や嫌煙家が共存できる街づくりを推進されたい。

茅ヶ崎市・寒川町

茅ヶ崎市・寒川町において、受動喫煙防止について、他の自治体の取組を研究し市町の**罰則を含む条例として『市町民の健康を第1に促進する』**こと。

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町

千葉市は、受動喫煙対策として、LINE などを使った「受動喫煙 SOS 情報」を 2020 年 4 月 1 日から運用開始している。法令違反による受動喫煙被害の情報(SOS 情報)を、LINE などのインターネット経由で受付、市民が SOS 情報を提供しやすい環境を整え、違反事例の収集を目指すもの。「喫煙室から煙が漏れている」「喫煙室ではない場所で喫煙させている」などの情報を収集し、違反事例を指導等により是正することで、市民が受動喫煙に遭う機会を減少させることを目的としている。これらの結局的な取り組みは、市民の健康を第1としている証である。費用についても 220 万円程度との価格であることから、2 市 1 町においても積極的に市民からの情報を得る取り組みをされたい。

受動喫煙が与える子ども達への影響について、昨年11月に千葉市若葉区の市立小学校4年生1033人と保護者を対象、同意を得られた児童757人の尿検査では、『ニコチン』が体内で分解されてできる『コチニン』の量を測定し、その結果、77人の尿中コチニン値が基準値(1ミリリットルあたり5ナノグラム)を上回り、うち72人に同居家族に喫煙者がいました。この様に、知らず知らずのうちに子どもに有害物質を吸わせている事は、各家庭にて知らされていない。2市1町にて、モデル小学校を選定し、同尿検査を実施し、実態把握と『望まない受動喫煙対策』に真剣に取り組まれない。

運輸労連の考え方(2020 提言)

受動喫煙対策関連

喫煙場所(喫煙所)の設置については、①認識のしやすさ(環境美化)、人の流れからの分離(受動喫煙の防止)双方を考慮した対応については、パーテーションでの仕切りでは効果が薄く、茅ヶ崎市の対策同様にBOX型を増設し空調管理も行うこと。②歩きタバコによる子どもへの危険を無くすための周知について、もはや努力義務での対応は効果が全くない。呼吸器疾患を持つ者にとっては、タバコの煙は凶器にもなる。マナースペースを避けて移動することもできますが、路上での喫煙、歩きながらの喫煙、さらには自転車に乗りながらの喫煙等は避けようがないことから、罰則・罰金を含む条例とされたい。

また、国・県に対して『人の健康への影響を最も重視』した実効性のある、法・条例となるよう進言すること。(※道路や歩道は公共の場であり、自宅や私有地以外はすべて公共の場と認識している)

子どもが多く集まる公園や広場、公共施設及び周辺道路についての①受動喫煙対策として、学校や病院などの公共施設等の敷地内は禁煙としても、その施設の周辺道路という公共の場で喫煙がされる。

例えば、幼保小中学校の運動会や体育祭などで門の外で喫煙している状況は誰もが知っている。また携帯灰皿を携帯していれば喫煙可能であるとするならば、受動喫煙対策とは言えない。徹底した対策を講じられたい。

さらに、子供たちが遊ぶ公園や広場、幼保小中高学校において、受動喫煙対策とし『禁煙』の注意喚起の看板、子供たちが遊ぶ公園では、見回りを実施するなど、具体的な対応をされたい。

加えて家庭内における受動喫煙についても、広報やHPにて、その有害性・危険性を示し、家庭内における受動喫煙に対して理解を得る取り組みを推進されたい。

東京都において条件を満たした飲食店における分煙対策に係る整備費用助成を実施することからも、一定の条件を満たし対象となる飲食店等における分煙対策に係る整備費用の助成を実施すること。

また、喫煙スペースへの未成年者の出入りについても厳守させるためにも、該当する店舗に啓発すること。

さらに、利用者についても周知されていないことから、市町のHPに分かり易い説明と広報などで周知させること。

さらに、インターネットを利用した『通報窓口』を新設し広く情報収集を行い、受動喫煙対策を行うこと。

自動車免許等自主返納関係

藤沢市

藤沢市独自の取り組みとして、『運転適性検査』を『市政情報』などで周知展開しており、市民の安全にご尽力されていることに敬意を表します。また、専門機関による適性診断も実施されていますが、20人分の予算であり、対照者の何%に当たるのでしょうか？ データだけで診断できるよう安価での診断と予算の増額を求めます。

茅ヶ崎市・寒川町

隣接する藤沢市では、市民の運転適性について、コンピューターの画像シミュレーションを見ながら模擬車両を運転し、自分の運転の癖や行動などを自身が認識することを行っている。藤沢市の取り組みを先行事例として取り入れること。

また、これまでの研究や検討結果を示していただきたい。

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町

高齢者による悲惨な事故を減らす為には、自主返納者へのメリットとして、交通手段の確保が急務です。同じ神奈川県において、横浜市や川崎市では様々なサポートがされていることから、2市1町さらには隣接する行政と連携し、市内公共機関の割引サポートの充実をされたい。

運輸労連の考え方(2020 提言)

高齢者の自動車事故が相次いでいることから、東京都は『高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金』制度を設け安全運転車への助成がされている。

隣接県においても同様の取り組みがされるように県に対して強く進言すること。

また、市町においても助成制度を構築されたい。

さらに、自主返納者へのサポートとしての交通手段、市内公共機関の割引サービスをされたい。

行政関係

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町

予測できる災害への対応

緊急・救援輸送に登録しているトラックについて、地域トラック協会（県南サービスセンター）と行政とで提携し、低地に駐車場を持つ運送業者を優先に、水害からトラックを守る取り組みをされたい。

具体的には、各地のハザードマップに入っている運送会社（車庫）や、その周辺ルートにて走行が困難となる見込みがあり、迂回できない場合は、事前に行政指定の高台への非難できる仕組みを進めること。

公共施設（貸し会議室）のWi-Fi環境の整備について

コロナ禍において、WEBでの開催などが急激に増えています。また、会議室の人数制限の問題もあり、WEBと併用しているところも多く、Wi-Fi環境やモニター・音響環境の整備が必要です。

市民の生涯学習の場として、上記整備に対応されたい。

相模原市は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、簡易型宅配ボックスを無料で配付している。しかし、希望者全員に配布は出来ていない。大阪府八尾市で実施した簡易型宅配ボックスの実証実験では、再配達7割削減に成功した報告もあり、宅配便の再配達削減効果も期待できる。簡易型宅配ボックスの助成を検討されたい。また、利用者が正しく設置出来ていないことで、宅配ボックスとしての機能が発揮できていないことが発生している。簡易型宅配ボックスを配付される際は、利用者への取り扱いセミナー等を開催し、正しい取り扱いが出来るよう教育されたい。